

熊本県木材業・製材業会員登録規約

一般社団法人熊本県木材協会連合会

目 次

熊本県木材業及び製材業会員登録規約	1
熊本県木材業及び製材業会員登録規程	4
熊本県木材業及び製材業会員登録要領	7
第1号様式 木材業会員登録申請書	8
木材業会員登録申請書記入要領	9
第2号様式 製材業会員登録申請書	10
製材業会員登録申請書記入要領	11
第3号様式-1 熊本県木材業会員登録簿	12
第3号様式-2 熊本県製材業会員登録簿	13
第3号様式-3 地区木材業会員台帳	14
第3号様式-4 地区製材業会員台帳	15
第4号様式 熊本県木材業会員登録証	16
第5号様式 熊本県製材業会員登録証	17
第6号様式 木材業・製材業会員登録証再交付申請書	18
第7号様式 木材業・製材業会員登録証明書	19
第8号様式 木材業・製材業会員登録変更届	20
第9号様式 木材業・製材業廃業届	21

熊本県木材業及び製材業会員登録規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、近年、違法（不法）伐採による地球環境破壊が大きな問題になっており、合法木材証明製品使用への世論の高まりがあるなかで、木材業者及び製材業者の会員登録をおこなうことにより、木材業界自らが木材業及び製材業の営む者を的確に把握し、また、能力および動態を明確にして、木材の公正かつ円滑な取引を促進し、木材業者及び製材業者の社会的、経済的地位の向上と本会事業の発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員登録：各地区木材協会員が木材業、製材業の登録を行うことをいう。
- (2) 木材：素材（薪炭及びキノコ生産の用に供するものを除く。）、製材品、単板、合板、床板等内装材、銘木をいう。
- (3) 木材業者：素材の生産又は木材の売買（売買の斡旋を含む）の業を営む者で各地区協会員である者をいう。
- (4) 製材業者：機械設備により製材、単板、合板、集成材、床板等の製造業を営む者で各地区協会員である者をいう。

(会員登録)

第 3 条 この規約の定めるところにより、会員登録を受けることができる者は、前条（3）・（4）において規定する者とする。

会員登録の有効期間は2年とし、有効期間が満了後引き続き業を営むときは、更新の会員登録を受けるものとする。

ただし、新規会員登録者の有効期間は登録をした日から直近の更新登録日までとする。

(会員登録の申請)

第 4 条 会員登録（更新の会員登録を含む。以下同じ）を受けようとする者は、次の各号を記載した会員登録申請書を各地区木材協会長（以下「地区協会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 法人名・代表者氏名及び所在地（個人あつては氏名及び住所）
- (2) 業態の内容
- (3) 設備の概要

(4) その他会長が必要と認める事項

(会員登録の実施)

第 5 条 地区協会長は、前条の規定による会員登録の申請があったとき、当該申請者が木材業者及び製材業者として会員登録することが適当と思われる場合は地区木材業者及び地区製材業者会員台帳（以下「会員台帳」という）に記載し、県木連会長に進達するものとする。

2 県木連会長は、地区協会長の申請を受け、木材業者及び製材業者会員登録簿（以下「会員登録簿」という）に登録し、会員登録簿を地区協会長に通知する。なお、木材業者及び製材業者会員登録証は地区協会長を通じて本人に交付するものとする。

3 会員登録証を忘失し、または毀損したときは、再交付を受けることができる。

(会員登録の変更)

第 6 条 会員登録者は、次の各号に該当するに至ったときは、その旨を記載した届出書に所要事項を記入のうえ、会員登録証を添えて地区協会長に提出しなければならない。

(1) 第4条(1)に掲げる事項に変更が生じたとき。

(2) 事業を廃止したとき。

2 地区協会長は、前項(1)・(2)に係る届出があったときは、会員台帳の変更等必要な措置を行い、県木連会長に送付するものとする。

3 届出書の受理後、県木連会長は記載事項の変更を行い、地区木材協会を通じて会員登録者に会員登録証を再交付する。

(会員登録料、手数料)

第 7 条 会員登録ならびに会員登録証の再交付及び登録証明書の交付を受ける場合は、次の各号に掲げる登録料または手数料を納付しなければならない。

(1) 登録料 新規 4,400円(消費税400円を含む)

更新 3,300円(消費税300円を含む)

(2) 登録証の再交付及び登録証明書の交付手数料

1件につき 1,100円(消費税100円を含む)

(会員登録の取り消し)

第 8 条 県木連会長は、木材業者及び製材業者が次の各号に該当する場合は、会員登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による会員登録申請書に虚偽の記載をして会員登録を受けた者
 - (2) 第6条1項の変更届出をしなかった者
 - (3) 地区木材協会員を辞めた者
 - (4) その他不正な方法により、会員登録を受けた者
- 2 県木連会長は、次の各号に該当する場合は、木材業者又は製材業者の会員登録を抹消するものとする。
- (1) 第6条第1項(2)の規定による廃止届の提出があったとき。
 - (2) 第8条第1項の規定により、登録の取り消しをしたとき。

(その他)

第9条 この規約実施にかかる細部については、別途会員登録規程により定める。

付 則

- 1 この規約は令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規約は令和5年4月1日から施行する。

熊本県木材業及び製材業会員登録規程

(総 則)

第 1 条 木材業者及び製材業者会員登録の実施は、木材業者及び製材業者会員登録規約（以下「規約」という）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 規約における木材業者及び製材業者の範囲は次のとおりとする。

1. 木材業者

ア 所有者の委託または請負等によって素材の生産をする者

イ 立木を購入し、立木のまま販売または素材を生産して販売する者

ウ 素材・製材品を購入し販売する者

2. 製材業者

ア 素材から製材品を生産し販売する者

イ 製材品を生産若しくは原材料を購入し製材し販売する者

(書類の提出期限)

第 3 条 規約第 4 条及び第 6 条の会員登録（更新の会員登録を含む。以下同じ）、会員登録の変更等の届出は次のとおりとする。

1. 会員登録申請書は、事業開始 20 日前及び更新の申請書は隔年毎 10 月 16 日から 11 月 15 日までに地区協会長に提出するものとする。

2. 会員登録の変更届出書は、変更の生じた日から 20 日以内に提出するものとする。

(会員登録申請書の様式)

第 4 条 会員登録申請書等の様式は次のとおりとする。

1. 木材業者会員登録申請書 別記第 1 号様式（更新の登録申請書も同一とする）

2. 製材業者会員登録申請書 別記第 2 号様式（更新の登録申請書も同一とする）

3. 会員登録簿・会員台帳 別記第 3 号様式

4. 木材業者会員登録証 別記第 4 号様式

5. 製材業者会員登録証 別記第 5 号様式

6. 会員登録証の再交付申請書 別記第 6 号様式

- 7. 会員登録証明書 別記第7号様式
- 8. 規約第6条による届出
 - ア 規約第4条1号に掲げる事項に変更を生じた場合 別記第8号様式
 - イ 事業を廃止した場合 別記第9号様式

(会員登録料等の納付方法)

第5条 規約第7条の規定による会員登録料及び会員登録証等再交付手数料は申請を行うとき、現金又は振込により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第6条 申請者は、この規程第4条に定める会員登録申請書、会員登録証再交付申請書変更届等を作成し、近隣の地区木材協会に提出するものとする。

1. 申請者が2以上の営業所（工場）を有する場合は、主たる営業所において、その地域の地区木材協会へ提出するものとする。
2. 会員登録申請書等を受理した地区協会は、速やかに申請書等の内容を確認し、原本1通を県木連会長に提出し、写し1通を地区木材協会に保存する。

(会員登録等の取扱)

第7条 県木連会長は、地区協会長より会員登録申請書及び会員登録変更届を受理したときは会員登録簿に登録・変更を行うとともに、地区木材協会を通して会員登録証を申請者に交付するものとする。

(会員登録番号)

第8条 木材業者の会員登録番号は熊木連（木）を、製材業者の会員登録番号は熊木連（製）を頭文字に付した一連番号とする。

また、更新する場合においても、当初の番号をそのまま用いるものとし、廃業若しくは登録を抹消した場合は欠番とする。

(木材業者・製材業者等の認定)

第9条 木材業者及び製材業者に該当するか否か（登録が必要か否か）については、規約第2条の定義及び規程第2条の定義の範囲に定めるもののほか、次の事項を勘案して認定する。

1. 会員登録申請書の記載内容と業務の実態
2. 店舗、事業所等の有無、取引の恒常性
3. 判定が判然としない場合または新規に業を開始する者については、

その者の属する地区木材協会から意見を徴して認定の参考にする。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は県木連会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県木材業及び製材業会員登録要領

(総 則)

熊本県木材業者及び製材業者会員登録規約、規程に定めのない事項については、本要領により定める。

(各地区協会の事務費)

会員登録料は、手数料1件当たり1,000円(税抜)を取扱協会の事務費とする。

(登録番号)

各協会毎の登録番号は下表の登録番号からスタートし、一連番号とする。
 なお、各地区協会の記号の後に木材業はA，製材業はBとつけることとする。

(例) 玉名木材協会の場合 木材業では 熊木連(木)第CA-001
 製材業では 熊木連(製)第CB-001

地区協会	記号	登 録 番 号
熊 本	B	熊木連(木・製)第B(A・B)-001号～
玉 名	C	熊木連(木・製)第C(A・B)-001号～
鹿 本	D	熊木連(木・製)第D(A・B)-001号～
菊 池	E	熊木連(木・製)第E(A・B)-001号～
阿蘇小国	F	熊木連(木・製)第F(A・B)-001号～
阿蘇中部	G	熊木連(木・製)第G(A・B)-001号～
阿蘇南部	H	熊木連(木・製)第H(A・B)-001号～
上益城	I	熊木連(木・製)第I(A・B)-001号～
宇 城	J	熊木連(木・製)第J(A・B)-001号～
有 佐	K	熊木連(木・製)第K(A・B)-001号～
八 代	L	熊木連(木・製)第L(A・B)-001号～
水俣芦北	M	熊木連(木・製)第M(A・B)-001号～
人吉球磨	N	熊木連(木・製)第N(A・B)-001号～
天 草	P	熊木連(木・製)第P(A・B)-001号～

【第1号様式】

登録番号	熊木連(木)第	—	号
年月日	令和	年	月 日

木材業会員登録申請書（新規・更新）

地区木材協会長 様
 (一社) 熊本県木材協会連合会会長 様

- (1) 郵便番号 —
- (2) 住所・所在地
- (3) 法人名
- (4) 代表者役職 印
- (5) 代表者氏名
- (6) 電話番号 (— —)
- (7) FAX 番号 (— —)
- (8) E-メールアドレス ()

木材業会員登録を行いたいので、熊本県木材業及び製材業会員登録規約第4条の規定により申請します。

- (11) 創業年 M 明治 T 大正 S 昭和 H 平成 R 令和 年
- (12) 資本金 万円
- (13) 年齢別従業員数

29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
-------	------	------	------	-------	----

(14) 業態 (該当する業態に☑して下さい。)

- ①素材生産 ②木材市場 ③木材販売(流通含) ④その他

■ (14) 業態で①素材生産に☑会員のみ記入。

(15) 前年度の生産量 (単位: m³)

国有林	針葉樹		市町村 有林	針葉樹	
	広葉樹			広葉樹	
県有林	針葉樹		民有林	針葉樹	
	広葉樹			広葉樹	

(16) 前年度取扱量 (単位: m³)

市場出荷	直接販売	その他
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(17) 機械設備の概要 (台数)

内 容	台数	内 容	台数	内 容	台数	内 容	台数
索道		クレーン付トラック		プロセッサ		タワーヤーダ	
林内作業車				ハーベスタ		グリップル	
架線式集材機		スキッド		フォワーダ		フェーバンチャ	

■ (14) 業態で②市場に☑会員のみ記入。

(18) 前年度の販売量 (単位: m³)

素 材		製 品	
針葉樹	広葉樹	国産材	外国材
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

■ (14) 業態で③木材販売(流通含)に☑会員のみ記入。

(19) 前年度の販売量 (単位: m³)

素 材		製 品	
国産材	外国材	国産材	外国材
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(20) 出荷先別販売量 (単位: m³)

県 内	県 外
<input type="text"/>	<input type="text"/>

別紙

木材業会員登録申請書記入要領

- 1 登録番号、年月日は、申請者が記入する必要はありません。
- 2 標題の新規・更新の別は、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 3 地区木材協会長様 のなかには、申請手続きをする協会名を記入してください。
- 4 「(2) 住所・所在地」は、郡市名から記入ください。ただし、県外の場合は、県名から記入してください。
- 5 個人申請者で、商号のない場合は、「(3) 法人名」及び「(4) 代表者役職名」は、記入する必要はなく、「(5) 代表者氏名」に申請者氏名を記入してください。
- 6 「(8) メールアドレス」は、ある場合のみ記入ください。
- 7 「(11) 創業年」は、例えば創業開始した年が平成3年の場合はHを○で囲み に3と記入してください
- 8 「(12) 資本金」は、個人は元入金、法人は資本金、組合は出資金を記入してください。
- 9 「(13) 年齢別従業員数」 の中には年齢別の従業員数を記入してください。
- 11 「(14) 業態」は、該当する業態すべてに してください。
- 12 「(15) 前年度の生産量」「(16) 前年度取扱量」「(18) 前年度の販売量」「(19) 前年度の販売量」「(20) 出荷先別販売量」の単位はm³とし、小数点以下は四捨五入した数を記入してください。
- 13 「(18) 前年度の販売量」は、(14) 業態で②市場に 方のみ記入してください。
- 14 「(19) 前年度の販売量」「(20) 出荷先別販売量」は、(14) 業態で③木材販売(流通含)に 方のみ記入してください。
- 15 該当する全てについて記入ください。記入漏れのないようお願い致します。なお、新規の申請者の場合は「(15) 前年度の生産量」「(16) 前年度取扱量」「(18) 前年度の販売量」「(19) 前年度の販売量」「(20) 出荷先別販売量」は空欄になります。

登録番号	熊木連(製)第	—	号
年月日	令和	年	月 日

製材業会員登録申請書 (新規・更新)

地区木材協会長 様
 (一社) 熊本県木材協会連合会会長 様

- (1) 郵便番号 —
- (2) 住所・所在地
- (3) 法人名
- (4) 代表者役職 印
- (5) 代表者氏名
- (6) 電話番号 (—)
- (7) FAX 番号 (—)
- (8) E-メールアドレス ()

製材業会員登録を行いたいので、熊本県木材業及び製材業会員登録規約第4条の規定により申請します。

(11) 創業年 M 明治 T 大正 S 昭和 H 平成 R 令和 年

(12) 資本金 万円

(13) 年齢別従業員数

29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計

(14) 業態 (該当する業態に☑してください)

① 自営製材 ② 加工その他 (内容を記載:)

(15) 前年度素材消費量 (単位: m³)

県内材		県外材		外材	
針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹

(16) 前年度製品生産量 (単位: m³ チップ t) (下段 () は、うち乾燥材の生産量)

板類	角類	合板	チップ	その他	合計
()	()	()	()	()	()

(17) 前年度製品出荷先 (単位: m³)

県内			県外			
市場	工務店	その他	九州	関東	東海関西	その他

(18) 契約電力量 (単位: kW)

(19) 機械設備の概要 (台数)

内 容	台数	内 容	台数	内 容	台数	内 容	台数
送材車付帯のご盤		ツイン帯鋸盤		パーカー		プレナー	
テーブル式帯のご盤		たて挽き丸鋸盤		チップパー		モルダー	

(20) 乾燥方式別施設数 (台数)

① 人工乾燥方式 ② 天然乾燥方式 ③ その他

(21) 乾燥機容量 (単位: m³)

※2基以上あればその合計を記入

製材業会員登録申請書記入要領

- 1 登録番号、年月日は、申請者が記入する必要はありません。
 - 2 標題の新規・更新の別は、いずれか該当する方を○で囲んでください。
 - 3 地区木材協会長様の の中には、申請手続をする協会名を記入ください。
 - 4 「(2) 住所・所在地」は、郡市名から記入ください。ただし、県外の場合は、県名から記入してください。
 - 5 個人申請者で、商号のない場合は、「(3) 法人名」及び「(4) 代表者役職名」は、記入する必要はなく、「(5) 代表者氏名」に申請者氏名を記入してください。
 - 6 「(8) メールアドレス」は、ある場合のみ記入ください。
 - 7 「(1 1) 創業年」は、例えば創業開始した年が平成3年の場合はHを○で囲み に3と記入してください。
 - 8 「(1 2) 資本金」は、個人は元入金、法人は資本金、組合は出資金を記入してください。
 - 9 「(1 3) 年齢別従業員数」 の中には年齢別の従業員数を記入してください。
 - 1 0 「(1 4) 業態」は、該当する業態すべてに してください。
 - 1 1 「(1 5) 前年度素材消費量」「(1 6) 前年度製品生産量」「(1 7) 前年度製品出荷先」「(2 1) 乾燥機容量」の単位はm³とし、小数点以下は四捨五入した数を記入してください。
 - 1 2 「(1 6) 前年度製品生産量」の下段の()には製品生産量のうち乾燥材の生産量を記入してください。チップの生産量の単位は t で記入してください。
 - 1 3 「(1 8) 契約電力量」は、k w数を記入してください。
 - 1 4 該当する全てについて記入ください。記入漏れのないようお願い致します。
- なお、新規の申請者の場合は、「(1 5) 前年度素材消費量」「(1 6) 前年度製品生産量」「(1 7) 前年度製品出荷先」は空欄でかまいません。

登録番号

登録有効期間

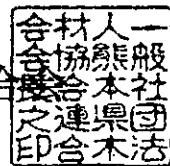
熊本県木材業会員登録証

熊本県木・製材業会員登録規約第5条の規程により一般社団法人熊本県木材協会連合会会員である下記地区協会の会員として木材業の会員登録をしたことを証する。

記

所属協会名：

一般社団法人 熊本県木材協会連合会



登録番号

登録有効期間

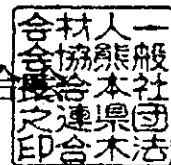
熊本県製材業会員登録証

熊本県木・製材業会員登録規約第5条の規程により一般社団法人熊本県木材協会連合会会員である下記地区協会の会員として製材業の会員登録をしたことを証する。

記

所属協会名：

一般社団法人 熊本県木材協会連合会



【第6号様式】

令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会 会長 様

郵便番号

所在地

登録番号

法人名

代表者

印

(個人にあつては、氏名及び住所)

木材業・製材業会員登録証再交付申請書

木材業・製材業会員登録証を亡失（毀損）したので熊本県木材業・製材業会員登録規約第5条3項の規定により、再交付を申請します。

【第7号様式】

木材業者・製材業者会員登録証明書

熊本県木材業者及び製材業者会員登録規約により登録したものであることを証する。

令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長

印

登 録 番 号	熊木連（木）第 号
	熊木連（製）第 号
登 録 年 月 日	令和 年 月 日
所 在 地（住所）	
法人名 代表者名 （個人にあつては氏名）	
業 種 業 態	会員登録規程第2条第1項 号
有 効 期 限	令和 年 月 日まで

【第8号様式】

令和 年 月 日

木材協会長 様
一般社団法人熊本県木材協会連合会 会長 様

郵便番号
所在地
登録番号
法人名
代表者

印

(個人にあつては、氏名及び住所)

木材業・製材業会員登録変更届

木材業・製材業会員登録事項に次のとおり変更があつたので、熊本県木材業・製材業会員登録規約第6条の規定により、会員登録証を添えて届け出ます。

変更事項		変更の内容	
規約第4条 (1) (個人にあつては 氏名及び住所)	法人名	変更前	
		変更後	
	代表者名	変更前	
		変更後	
	所在地	変更前	〒
		変更後	〒

【第9号様式】

令和 年 月 日

木材協会長 様
一般社団法人熊本県木材協会連合会 会長 様

所在地

法人名
代表者名

印

(個人にあつては、氏名及び住所)

木材業・製材業廃業届

木材業・製材業を廃業したので、熊本県木材業・製材業会員登録規約第6条の規定により、会員登録証を添えて届け出ます。

登録番号	熊木連(木)第 号 熊木連(製)第 号
廃業年月日	令和 年 月 日
廃業の理由	